

平戸市地域クラブ認定制度に関すること

◆認定制度の対象◆

Q 1-1 仮にバレーボールの男子クラブを立ち上げた場合に認定制度の対象となるのか。

A バレーボールは、平戸市地域クラブ移行支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条に規定するスポーツ活動でありますので、認定制度の対象となります。

Q 1-2 学校には剣道部はないが、地域の剣道クラブには中学生が5名、小学生が5名いるが、地域クラブとなれるか？

A 剣道は、交付要綱第2条に規定するスポーツ活動でありますので、平戸市地域クラブ認定要綱（以下「認定要綱」という。）による地域クラブとなれます。

Q 1-3 大会に出て優勝を目指したいチームと、レクリエーションでもいいというチームがあった場合に、同じ競技で2つの地域クラブというのも可能か。

A 同じ競技であっても、それぞれの団体が認定要綱により認定を受ければ、複数認定することはできます。

Q 1-4 地域の方が活動しているクラブに運動が苦手な生徒を受け入れて、大会出場を目的とせず一緒に練習するというチームも認定を受けられるか。

A 大会出場を目的としなくても、認定要綱により認定を受けることはできます。

Q 1-5 屋外競技は季節によって活動が制限されるので、日が長い時期は屋外競技で、日が短い時期は屋内競技にシフトチェンジしていくようなスタートは可能か。

A 交付要綱第2条に規定する要件を満たす地域クラブであれば、複数の種目で活動をスタートする地域クラブも認めることはできます。

◆認定制度の休養日・活動時間等◆

Q 2-1 要件の中に平日で1日休み、土日で1日休みというのがあるが、土日2日間の大会がある場合に、その辺はどのように調整できるのか。

A 部活動と同様に別の週で調整するなど、柔軟に対応することは可能です。

Q 2-2 土日のうち、9時から3時まで練習時間を延ばしたい、合同練習でせっかく集まったので半日でなく1日したい、そういった時間の制限は緩和できるのか？

A Q 2-1 と同様、別の週で調整するなど、柔軟に対応することは可能です。

Q 2-3 認定を受けずに今後も活動されるクラブは、地域クラブの活動日数に捉われずに活動して構わないか、しほりが無いという認識でいいか？

A 認定を受けないクラブは活動日数等には縛られないものの、生徒の発達段階や体力、技能の程度も考慮した、適切な質・量の活動が望まれます。

Q 2-4 部活動ではテスト期間中の練習休みの取り決めがあった。地域クラブの方針ではそのことが書かれていない。テスト期間中の取扱いの方針が決まっているのか。

A 平戸市中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針では、「定期試験前後の一定期間等休養日を設けることが考えられることから、学校と連絡・調整を図る」と規定しており、学校とも連携しながら生徒の学習面も考えて活動計画を立てることが望まれます。

Q 2-5 文科系の部活動は（地域クラブ化に向けて）どのように運用されていくのか？

A 文科系においてもスポーツ系と同様に運用します。